

働き方改革を支える今後の不動産のあり方検討会 運営要領

(座長)

第1条 働き方改革を支える今後の不動産のあり方検討会（以下「検討会」という。）に座長を置く。

2 座長は、議事を運営する。

(関係者の出席)

第2条 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

(議事の公開)

第3条 検討会は公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、検討会又は検討会資料を非公開とすることができる。

(雑則)

第4条 この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項があれば、座長が随時定める。

附 則

この運営要領は、平成29年12月25日から施行する。